

令和 5 年 9 月 6 日

事業系指定ごみ袋購入者各位

泉北環境整備施設組合  
泉北クリーンセンター

## 事業系指定ごみ袋の消費税の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、ごみの分別・減量にご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 10 月 1 日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴い、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、事業系指定ごみ袋の消費税の取扱いについて、下記のとおり、取扱いいただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 事業系指定ごみ袋に係る消費税の取扱い

事業系指定ごみ袋は、課税対象（標準税率 10%）となりますので、仕入れに係る消費税として控除申告できます。

#### 2 事業系指定ごみ袋の店頭での交付価格（販売価格）

種 類	店頭での交付価格（販売価格）
450袋	700 円 <u>（税込）</u> / 1 セット（10 枚）
700袋	1,000 円 <u>（税込）</u> / 1 セット（10 枚）

#### 3 適格請求書等の発行について

適格請求書等の発行が必要な場合は、事業系指定ごみ袋を購入された販売店にご依頼ください。販売店が適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合は、適格請求書等の発行ができないことがあります。適格請求書等の発行が可能か、事前にご確認ください。

#### 【問合せ先】

〒594-0001

和泉市舞町 87 番地

泉北環境整備施設組合（泉北クリーンセンター）

環境部 環境事業課 総務係

電話：0725-41-2030 FAX：0725-41-2115